

文化芸術推進基本計画への意見

コロナ禍からの再生、
文化芸術政策の大胆な転換へ

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 [芸団協]

一般社団法人日本美術家連盟

文化芸術推進フォーラム：実演芸術、美術、映画25団体で構成

2022年9月6日

Arts and Culture Forum
文化芸術
推進フォーラム

<https://ac-forum.jp/>

1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた 中長期的な文化芸術の振興方策

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

コロナ禍、起こった現実と文化芸術行政の問題点を踏まえ、
文化芸術政策に担い手の位置づけを

(1) 文化芸術の担い手となる団体・個人の活動基盤への支援強化

①実演家・スタッフ個人：

- ・実演家のほとんどは雇用ではなく、公演など単発の契約。コロナ禍で仕事と収入を失う。
- ・従来から十分な社会保障を享受できる環境に無く、安心して活動を継続できる環境整備が必要。
- ▶今回の事態を契機に契約関係の適正化と公的なセーフティネット構築について、研究に着手し、第2期基本計画期間に実現を

②芸術団体：

- ・コロナ対策で政府は多額の補正予算手当。しかし、公演等の事業実施の直接費を積算し補助する従来施策を実施。必要なのは、活動を継続的していくための人、場所などに関わる固定費。
- ・文化芸術施策の申請、審査、交付に膨大な手続き—芸術団体、行政の双方にとって負担。
- ・事業単位で評価して補助するシステムで、的確な文化行政評価が可能なのか。
- ▶芸術団体の年間の活動は多様であり、組織の目的、規模、法人格、分野に応じた支援策の構築を—従来事業に対する補助金から脱却し、団体を育成するシステムに

1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた 中長期的な文化芸術の振興方策

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

(2) 公益法人制度を、芸術活動に活かす

- ・公益法人制度改革は、不正の規制と民間公益活動促進の二つの目的があったはず。
 - ・しかし、公益法人の財務基準・運用は硬直的でコロナ禍で問題が顕在化。
 - ・危機対応に必要な内部留保が出来ない、コロナ禍の借入金返済ができない仕組み。
- ▶寄付金優遇税制の活用、明確な会計基準の存在により助成制度の簡素化など
芸術活動に活用を

(3) 統括団体を、文化芸術政策の推進に活かす

- ・統括団体は、文化庁補正予算「文化芸術活動の継続支援事業」において、芸術家個人の専門性認定に大きな役割。
 - ・「アートキャラバン事業」では、これまでの“点”への支援から、連携により“点と点”をつなぎ、課題の発見と共有が図られ、地域の鑑賞機会の拡大に寄与した。そして、地域と全国をつなぐ新たなネットワーク形成に大きな役割を發揮。
- ▶統括団体の文化芸術の振興に果たす役割を評価して、文化芸術政策の推進に積極的な連携を

1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた 中長期的な文化芸術の振興方策

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

(4) 芸術教育の充実と、専門的な人材の育成

- ・第1期基本計画の目標1「文化芸術の創造・発展・継承と教育」は、わが国の文化芸術の発展のために極めて重要である。
 - ・芸術教育の充実—子どもの想像力、創造性、感性を育む芸術教育だけでなく生涯を通して多様な文化芸術に触れられる環境整備必要。
 - ・専門家の育成—就業から職能向上、継続、培った職能を活かす職能転換、引退するまでの切れ目のない施策の構築が必要。
-
- ▶ 学校での最低年1回の鑑賞機会、地域における文化クラブなど芸術体験の機会充実による子どもの豊かな感性と享受能力の育成
 - ▶ 音楽、美術に偏った義務教育における芸術教育の視野の拡大と多様な担い手育成
 - ▶ 学校教育と地域、劇場、芸術団体との連携促進、およびその施策における国と地方公共団体との役割分担と連携、施策の構造化
 - ▶ 我が国における多様な芸術分野の専門家育成と就業機会の創出、および職能向上と継続、転換等への支援
 - ▶ 芸術教育の全国展開についての統括団体との情報共有、意見交換の場を

2) 文化と経済の好循環を創造するための方策

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

(1) 文化芸術の成長産業化、文化観光の推進等による文化芸術分野での成長と分配の好循環の実現について

①公的セクターのほか実演芸術に関わる二つの枠組みの多様な芸術団体の存在＝その構造の把握を

- ・非営利、公益的な活動としての文化芸術産業
- ・営利的な活動としての文化芸術産業

文化芸術創造への支援は、短期的な投資リターンではない尺度で、芸術家、芸術団体の継続的な活動推進により、多様な作品が生み出され、人材も育ち、二つの枠組みはつながっている。

- ▶ 観光向けの作品づくり個別支援ではなく、組織の通常活動の発展として取組を育てること、既存の芸術集積など世界発信、海外旅行事業者との連携、国内着地型観光等への仕組みづくりに投資を
- ▶ それぞれ果たすべき役割に応じた資金支援策、税制、投資、金融などの施策と総合的政策立案を

②デジタル・ネットワーク時代に相応しい文化芸術の創造サイクルの確立

デジタル・ネットワークの発展により、著作物、実演等の利用が広がりつつも、著作者や実演家等への適切かつ衡平な利益配分が必ずしも実現していない。

- ▶ 「バリューギャップ問題」に対応する制度の検討を
- ▶ 映画の創作の中心に関わる映画監督、実演家の権利の見直しを
- ▶ 実演家、レコード製作者の「レコード演奏権・伝達権（仮称）」の創設を

2) 文化と経済の好循環を創造するための方策

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

(2) 我が国の多様な文化芸術について、グローバルに展開するための方策

- ・これまでの「クールジャパン」の発想は特定コンテンツに偏ったものであり、日本文化の海外からのイメージの一面的な認識によって成り立っている。
- ・日本の文化芸術の特徴は、世界に比類ない文化芸術の多様性にあり、海外の認識も多様である。
- ▶ 日本の文化芸術を世界に紹介していくため、文化芸術の国際交流の強化
～海外に訪問する多様な芸術家、団体のフォローアップ体制
～発信だけでなく外国人芸術家の受け入れ
- ▶ 外交官・駐在員の日本文化教育の充実と在外公館等の文化的機能の強化
- ▶ 在日外国人への日本文化体験など機会提供
- ▶ 文化外交、世界との交流・発信と文化観光の有機的な仕組みづくり、政策の総合化が必要である。

■国立劇場の再整備の推進

伝統芸能の公開・保存・伝承・研修にとどまらず研究、情報収集・発信の世界における総合センターとして機能を果たせる再整備の実現と必要な予算措置を。

3) 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

(1) 文化芸術行政のサイクルについて

①文化庁組織体制

- ・文化庁の組織体制は、実演芸術、映画、美術など成立構造の異なる分野の振興を一つの部局が担当。食文化、観光などの部局に対しアンバランス。
- ・国、地方公共団体の劇場等文化施設と実演芸術振興を担当する部局が分離され効果が損なわれる。
- ▶ 専門施策を充実するには、分野ごとに効果的な体制が必要であり、第1期基本計画を受けて行われた組織見直しの再検討が必要

②調査研究機能

- ▶ 既存の政府統計の文化芸術面からの再分析、文化行政に必要な調査研究、文化芸術界での実態把握の促進など、総合的に我が国における文化芸術に関わる団体・個人による文化芸術活動の実態を把握する仕組み作りを

③日本芸術文化振興会

- ▶ 民間芸術団体への効果的な助成を促進するため、文化芸術団体との連携強化による効果的な施策づくりなど、日本芸術文化振興会の助成機能強化

④文化芸術省

- ▶ 文化行政の政策立案と執行における国会や関係各省庁との連携・総合調整と牽引力強化、専門職員の配置のための「文化芸術省」の創設

3) 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

(2) デジタル時代に対応した文化芸術振興方策

- ・実演芸術（ライブ）とニューメディアの関係、時代時代の実演芸術の活用に始まり、ニューメディアに適った新たな表現形態が確立。流行歌とレコード、芝居と映画、芝居とテレビドラマ。
 - ・固定と伝達、その国民意識と市場構造により、その表現とともにニューメディアとして発展。
 - ・デジタル技術による固定と伝達の可能性と新たな表現形態の誕生という点で区別必要。
- ▶ 実演芸術（ライブ）の価値は厳然と存在しニューメディアの源泉となるものであり、相互関係を踏まえた独自の振興策の検討を

(3) 文化芸術による地域活性化と担い手育成

第1期基本計画の目標4「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」は施策レベルで十分な手当てがなされなかった。

- ・地域には文化芸術を生み出し、場となる学校、劇場、芸術団体、メディア、企業などの多様な主体が存在しているが、これらの連携はほとんど図られていない。
 - ・文化芸術を軸とする連携の形成による仕事の創出は、効果的な地域文化の活性化と中核形成、不足する専門人材の育成を促進する可能性がある。
- ▶ コロナ対策の中で生まれた「アートキャラバン事業」は、広域的な地域内、地域間の連携、全国的なネットワーク形成を促進する原動力として機能している。地域文化の活性化と国と地域の文化行政機能を有機的に結びつけるプラットフォーム形成にむけ具体的かつ実際的な戦略の構築を

4) 中長期的な文化芸術振興のために支える基盤の構築を

一般社団法人日本美術家連盟

コロナ禍にあって、またコロナ禍の後を見据えて、中長期的な文化芸術振興のために支える基盤の構築を

(1) 芸術を生み出す仕組みとして「パーセント・フォー・アーツ」制度の導入を

「パーセント・フォー・アーツ」は「公的な建築物の建築費の一部を美術品の設置にあてる」という制度であり、欧米諸国を中心に導入されています。若手を含む全ての芸術家にとって、制作の機会を提供するもので、作品選定のプロセスに地域住民を含む多くの関係者が参加することで、芸術作品を媒介とした活発な交流と、多くの人々に芸術作品に接する機会を提供し、地域コミュニティの多様な文化形成を促すものと考えられます。

(2) 都市開発における優遇税制による芸術振興

文化芸術振興の予算が限られている現在、民間の資本の活用が必要。そのために、都市、不動産開発、ビルの建設等の際に、アートプロジェクト、あるいは様々な芸術振興への貢献度に応じ、優遇税制あるいは容積率の緩和等の民間が芸術振興に注力するためのインセンティブを与える施策、もしくは地方自治体にこれを可能とする制度整備が必要。

4) 中長期的な文化芸術振興のために支える基盤の構築を

一般社団法人日本美術家連盟

(3) 芸術家のための社会保障基盤の整備を

コロナ禍では、多くの美術家が作品制作や発表、販売に大きな影響をうけている。持続化給付金や継続支援事業等の経験を踏まえ、緊急の事態に直面した場合の芸術家の活動を支える仕組みの整備が必要。その際、分野の特性を踏まえた支援の仕組みが大切。

加えて、表現活動に身を置く多くの美術家は、社会的な評価も所得も不安定なものが多いことから、これらの作家の生活、表現活動を支え、ひいては日本の文化芸術を守るために、芸術家のためのセーフティネットが必要。共済制度他、この点につき調査研究のうえ、導入に向けたご検討をお願いします。

また、社会保障という意味で、造形芸術にあたる作家は、制作展示作業中の事故やケガが多いことから、労災保険の特別加入の美術分野への適用についてご検討いただきたい。

(4) 文化芸術団体への支援を

日本の全国各地には、アートセンターやアーティスト・イン・レジデンス等の芸術家の支援組織が存在。また、各分野に大小の規模の違いはありますが、芸術家の職能団体が存在。これら各種の芸術家の支援団体や職能団体は、限られた人員と財源の中、日々、芸術家とその制作活動をサポートしています。

文化芸術振興のためには、芸術家への支援と共にこれらの芸術団体への支援も重要。これらの団体に対して寄附税制の優遇等の活動支援を希望いたします。

4) 中長期的な文化芸術振興のために支える基盤の構築を

一般社団法人日本美術家連盟

(5) 日本美術の海外展開に向けたサポートを

若手のギャラリー、作家から海外での学び、海外市場への展開を希望する声を聞きます。この2年はコロナ禍の影響もあり、海外渡航は困難だった。

日本には、文化庁による「新進芸術家の海外研修制度」という他に類例を見ない国費留学の制度があり長年にわたり芸術家の海外研修に大きな寄与をしてきた。現在一線で活躍する芸術家にもこの制度による海外留学の経験者が多い。

この制度の長所は、採択人数、給付金額共にかなりの規模であり、また在留期間も短期から長期までわかれ、応募者の必要や希望に応じた仕組みとなっていること。このように長年にわたり芸術家の海外研修を支援してきた「新進芸術家の海外研修制度」を、その長所を生かす形で今後も是非維持継続いただきたい。

また、これと併せて、未知の世界にチャレンジする作家や芸術関係者に対し、情報提供や問題発生時のサポート等により、海外との距離を縮め、舞台を用意するような支援が大切。作品輸送や広報、多言語化、関税対応等、また無断複製対策等、彼らの歩みを後押しする体制づくりが望まれます。

4) 中長期的な文化芸術振興のために支える基盤の構築を

一般社団法人日本美術家連盟

(6) 税制改革を通じた、美術品集積と美術品の流通促進による芸術的な価値の創出

(1) 作品寄贈に関わる税制優遇措置の導入

欧米各国では、寄附税制を充実し、個人法人によるコレクションを美術館、博物館に寄贈し、公開することで一般市民が美術に親しみ、文化的な福利を享受することができます。

これは長期的にみると美術品の流通を促進することにもつながります。そのような流れを日本においても可能とするため、美術館等の公共の展示施設への作品寄贈にあたって、譲渡所得の非課税措置に加え、更に下記の事項を要望。

- (a) 寄贈作品の取得価格ではなく、市場価格での控除を行うこと
- (b) 前項の作品価格を、税額から控除すること(課税所得ではなく税額控除が望ましい)
- (c) 控除の繰り延べを可能とすること

(2) 相続に際しての税制上の美術品の取扱い

相続の際の作品寄贈に際して、私立美術館等への寄贈についても、国や地方公共団体への寄贈に準じた形で、譲渡所得等の非課税の手続きを簡素化していただきたい。

相続税の美術品による物納をより容易とする制度の導入。

5) 「多元的な価値」を活かし、新たに生まれる「経済的な価値」を文化芸術の「本質的価値」への再投資に充てる施策

- ・第1期基本計画の策定以降、文化行政の対象領域の拡大に対応した十分な予算手当がなされず、文化芸術に係る「本質的価値」の強化、向上を直接的に推進する施策が十分に出来ていない。
 - ・コロナ禍もあり更なる停滞をもたらし、必ずしも十分な進展が見られなかった。
 - ・「本質的価値」と「社会的・経済的価値」をつなぎ、その成果を「本質的価値」に循環させる具体的な施策、政府内の施策が未成熟であった。
 - ・「本質的価値」を発展させる創造循環である著作権制度の「利用対価の還元」システムはデジタル・ネットワーク時代の急進展のなかで不十分である。
 - ・この三年間は、文化芸術の創造、享受の機会の大きな喪失と回復への期間であり、人々の孤立、孤独が社会問題となっている中で、文化芸術の価値の高まり、役割の重みが改めて認識されている。
- ▶ 第2期基本計画においては、コロナ禍における施策の不備を補い、更なる文化芸術の推進を図るためにも、まず国、政府が文化芸術の価値をしっかりと共有し、その基本認識を社会に示すことが重要である。
- ▶ その上で、文化芸術の多元的な価値を活用し、新たに生まれる「経済的な価値」を「本質的価値」への再投資に充てる具体的な施策の策定が必要である。

令和4年9月6日

文化審議会第20期文化政策部会（第4回）

文化芸術推進フォーラム 【意見】

①公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

第1期文化芸術推進基本計画において、文化芸術の「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」も有するとの認識のもと、「多様な価値」を活かす観光、グローバル発信の施策が進められたが、コロナ禍もあり必ずしも十分な進展が見られなかった。

この背景には、基本計画の策定以降、文化行政の対象領域の拡大に対応した十分な予算手当がなされず、文化芸術に係る「本質的価値」の強化、向上を直接的に推進する

施策が十分にできなかったこと、また「本質的価値」と「社会的・経済的価値」をつなぎ、その成果を「本質的価値」に循環させる具体的な施策、政府内の施策の整合が未成熟であったという問題がある。

従ってコロナ禍における施策の不備を補い、更なる文化芸術の推進を図るためにも、第2期基本計画においては、まず国、政府が文化芸術の価値をしっかりと共有し、その基本認識を社会に示すことが重要である。その上で、多様な価値を活用する具体的な方向性を示すことが必要である。

この三年間は、文化芸術の創造、享受の機会の大きな喪失と回復への期間となったことで、人々の孤立、孤独が社会問題となっている中で、文化芸術の価値の高まり、役割の重みを改めて認識されることとなった。この認識を反映させることも大切であると考えます。

以下、実演芸術を中心に基本計画の策定に当たって考慮する点について意見を述べる。

(1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

2020年2月末の文化イベントの自粛要請、緊急事態宣言による活動の停止、長引く観客制限は、2020年の芸術団体等の活動に大きな影響を与え、年間芸術収入の減少は前年比60%から80%マイナス、突然仕事を失った実演家、スタッフの芸術収入減少は平均約70%マイナスに達し、芸術団体の疲弊、経済的な困難が雇用を減少させ、芸術家等の転業、廃業の事態にもつながっている。2021年の回復は前年比約10%プラス程度と鈍く、他のサービス産業と比較しても大きなダメージが続いている。

文化庁、経済産業省等は補正予算で多額の支援を実施し、活動の再開・継続のための効果を上げているが、その手続きにおける混乱が生じたことや、従来の公演実施の経費助成制度を踏襲したものであったことから、2年間に失われたものを取り戻すことは出来ていない。

コロナ禍で分野特有の課題が顕在化した。第2期基本計画5年間においては、文化芸術の担い手の政策上の位置づけを明確にし、大規模なパンデミック、自然災害への対応、芸術団体への支援のあり方の見直し、芸術家等の社会保障など、文化芸術の成立構造、多様な担い手の役割を踏まえ、課題を総合的、計画的に解決する方策が必要である。

①「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化

- ・ 文化芸術の創造、公演等に係る芸術団体・劇場への支援策の中心が「公演」事業を実施するための直接費のみを支援するものである。そのためコロナ禍で組織継続の基盤を維持することが困難となったことから、万への対応を含め、支援の方法を組織の目的、規模、法人格、分野などの区分に応じた年間の団体活動に対する支援への転換
- ・ 実演家等は殆どが雇用ではなく、公演ごとの契約であるために活動は不安定であり、十分な社会保障を享受し得ない環境にある。芸術家等が安定的に活動を継続出来る環境を整備するため、契約関係の適正化の推進と、公的なセーフティネットの構築
- ・ 文化芸術振興に大きな役割を果たしている統括団体の実態に合わせた効果的な支援策の拡充
- ・ 民間の非営利・公益活動を文化芸術の振興に活かし、文化芸術セクターの発展を促すため、寄付金優遇制度、税制の改善による資金調達の環境整備、基金やファンドの拡充
- ・ 危機対応能力を高めるためにも、文化芸術団体の財務基盤を強化し、安定的な活動を実現するための芸術団体の事業に適合可能な公益法人制度の財務基準等の見直し

②芸術教育の充実と専門的な担い手の育成を

第1期文化芸術推進基本計画における目標1「文化芸術の創造・発展・継承と教育」は、わが国の文化芸術の発展のために極めて重要である。

芸術教育の充実—子どもの想像力、創造性、感性を育む芸術教育から生涯を通して多様な文化芸術に触れられる環境整備、専門家の育成—就業から職能向上、継続、培った職能を活かす職能転換、引退するまでの切れ目のない施策の構築が必要である。

このように長期的な視点での文化芸術の継承・創造・発展の循環形成が必要であり、その中心軸として以下の施策が必要と考える。

- ・ 学校での最低年1回の鑑賞機会、地域における文化クラブなど芸術体験の機会充実による子どもの豊かな感性と享受能力の育成
- ・ 音楽、美術に偏った義務教育における芸術教育の視野の拡大と多様な担い手育成
- ・ 学校教育と地域、劇場、芸術団体との連携促進及びその施策における国と地方公共団体との役割分担と連携、施策の構造化
- ・ 我が国における多様な芸術分野の指導者を含む専門家育成と仕事の創出と就業機会提供、職能向上と継続、転換等への支援
- ・ 芸術教育の全国展開についての統括団体との情報共有、意見交換の場づくり

③国立文化施設の機能強化

- ・ 国立劇場の再整備については、国の顔となるべき施設としての誇りと威儀を保ちつつ、公開・保存・伝承・研修に係る事業だけでなく、その基盤となる研究、情報の収集・発信の拠点としての伝統文化・芸能の総合的なセンター機能も併せもつ施設となること
- ・ 国立劇場の休館は、主催事業だけでなく定期公演や研修を行っている芸術団体の活動に大きな影響を与えることから、文化芸術の中核拠点としての位置づけを再認識し、再整備期間中もその機能を保持するとともに、代替機能をもつ適切な場が提供され、劇場再開後を視野に入れたスケジュールを含む整備計画を示すこと
- ・ 国立劇場に留まらず、全国の劇場等文化施設において、これから多数予想される改修にも対応できるよう、劇場等の休館及び再整備期間中の場の提供、再開へのスケジュール等を含む整備計画の情報公開ルールの確立

④デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性

- ・ デジタル時代における著作者や実演家等への適切かつ衡平な利益配分を実現する制度の検討

(2) 文化と経済の好循環を創造するための方策

①文化芸術の成長産業化、文化観光の推進等による文化芸術分野での成長と分配の好循環の実現について

文化芸術創造への支援は、外形的な数値評価に基づく評価、短期的な投資リターンを期待すべきものではなく、芸術家、芸術団体の継続的な活動推進によ

り文化芸術の本質的な価値が高まり、その結果として、さまざま価値が生み出されるものである。

実演芸術に関わる多様な芸術団体の多くは民間組織で、多くは非営利、公益的な活動として支援を得ており、その成果と人材が文化産業全体に貢献、寄与している。文化産業に携わる組織への支援を考える上では、文化産業を営利、非営利、それぞれの果たすべき役割を認識した上で、それぞれに応じた資金支援策、税制、金融などの施策と総合的な政策の立案を

②我が国の多様な文化芸術について、グローバルに展開するための方策

これまでのコンテンツ発信政策の中心は「クールジャパン」に発するもので、特定コンテンツに偏ったものであり、日本文化の海外からのイメージの片面的な認識によって成り立っている側面がある。日本の文化芸術の特徴は、世界に比類ない多様性にあり、海外の認識もまた多様である。重要なのは、海外向けのコンテンツの創造を重視するのではなく、わが国における多様で多彩な文化芸術が創出される環境の整備である。優れた文化芸術が産み出される基盤、創り出す人材の育成こそ求められる。

その上で、文化芸術資源を活かした国際交流と文化外交、世界への発信と文化観光の有機的な仕組みづくり、政策の総合化が必要である。以上の方策の中で、課題となっている、新たに生まれる「経済的な価値」を文化芸術の「本質的な価値」への再投資に充てられる具体的な施策の策定を

(3) 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

①文化芸術行政のサイクル

コロナ禍で明らかになった我が国の文化芸術行政の脆弱性、反省をふまえ以下の見直しが必要である。

- ・ 実演芸術に関し、第1期基本計画を受けて文化庁の組織体制が見直されたが、国、地方公共団体の劇場等文化施設と実演芸術振興を担当する部局が分離された。成立構造の異なる実演芸術、映画、美術を振興する専門施策を充実するには、分野ごとに政策立案と執行する効果的な体制が必要であり、効果を高める組織の再編成
- ・ 既存の政府統計の文化芸術面からの再分析、文化行政に必要な調査研究、文化芸術界での実態把握の促進など、総合的に我が国における文化芸術に関わる団体・個人による文化芸術活動の実態を把握する仕組み作り
- ・ 民間芸術団体への効果的な助成を促進するため、文化芸術団体との連携強化による効果的な施策づくりなど日本芸術文化振興会の助成機能強化
- ・ 文化行政の政策立案と執行における国会や関係各省庁との連携・総合調整

と牽引力強化のための「文化芸術省」の創設

②デジタル時代に対応した文化芸術振興方策

実演芸術（ライブ）とニューメディアの関係を歴史的に振り返ると、時代時代の実演芸術の活用に始まり、固定と伝達、その国民意識と市場構造により、流行歌とレコード、芝居と映画、芝居とテレビドラマなど、ニューメディアに適った新たな表現形態を生み出し、その表現とともに発展を遂げる。

デジタル技術で生まれる効果的な固定と伝達の活用だけでなく、新たな表現形態の誕生という点では期待される。実演芸術（ライブ）の価値は厳然と存在しニューメディアの源泉となるものであり、相互関係を踏まえ区分した独自の振興策の検討を

③文化芸術による地域活性化と担い手育成

第1期文化芸術推進基本計画の目標4に「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」形成が示されたが、施策レベルで十分な手当てがなされたとは言えない。地域には学校、劇場、芸術団体、メディア、企業など多様な文化芸術を生み出し、場となる多様な主体が存在しているが、これらの連携はほとんど図られていない。文化芸術を軸とする連携の形成による場と仕事の創出は、効果的な地域文化の活性化と中核形成、不足する専門人材の育成を促進する可能性があり、優れた人材無しに地域の活性化もあり得ない。

コロナ対策の中で生まれたアートキャラバン事業は、広域的な地域内、地域間の連携、全国的なネットワーク形成を促進する原動力として機能している。地域文化の活性化と国と地域の文化行政機能を有機的に結びつけるプラットフォーム形成にむけ具体的かつ実際的な戦略の構築を

以上

令和4年9月6日

文化芸術推進基本計画(第2期)について

一般社団法人 日本美術家連盟

当連盟は、全国に会員を有する美術家の職能団体です。美術家の権利擁護、福利厚生の上昇、技法材料の研究等の活動をしています。

文化芸術推進基本計画(第2期)の策定にあたり、下記の通り意見を申し述べます。

1 コロナ禍にあって、またコロナ禍の後を見据えて、中長期的な文化芸術振興のためには、これを支える基盤を構築する必要があります。そのために、次の事項を基本計画において検討すべきと考えます。

①芸術を生み出す仕組みとして「パーセント・フォー・アーツ」制度の導入を

「パーセント・フォー・アーツ」は「公的な建築物の建築費の一部を美術品の設置にあてる」という制度であり、欧米諸国を中心に導入されています。若手を含む全ての芸術家にとって、制作の機会を提供するもので、作品選定のプロセスに地域住民を含む多くの関係者が参加することで、芸術作品を媒介とした活発な交流と、多くの人々に芸術作品に接する機会を提供し、地域コミュニティの多様な文化形成を促すものと考えられます。

文化芸術基本法の28条の2に、公共の建築物への芸術作品の展示等が努力目標として盛り込まれておりますが、この条項は、芸術作品の設置を通じて「文化芸術の振興に資する取り組み」を国に促す内容となっていることから、単に公共建築物の装飾を要請するものではなく、活力ある創作活動につながる基盤構築を促すものです。この趣旨を踏まえ、その有力な仕組みとして、「パーセント・フォー・アーツ」制度の導入を検討いただきたいと考えます。

②都市開発における優遇税制による芸術振興

前記①項のパーセント・フォー・アーツ制度に関連する考え方ですが、都市、不動産開発、ビルの建設等の際に、パブリックアート等のアートプロジェクト、あるいは様々な芸術振興への貢献度に応じ、優遇税制あるいは容積率の緩和等の制度改正を要望いたします。国の財源が限られる中、芸術振興に民間資本を導入していく観点が必要と思われれます。規制緩和等と結びつけることで、民間において、恒常的に文化芸術を支えるインセンティブが生まれ、芸術振興につ

ながると考えます。

③芸術家のための社会保障基盤の整備を

コロナ禍では、展覧会や芸術祭といった発表、販売の場の中止や縮小、また人流が抑制されたことで、これらの収入が大きく減りました。美術教室等も自粛を余技なくされ、中断期間を終えても生徒が戻らないという声も多く聞きました。

持続化給付金や継続支援補助金等の経験を踏まえ、緊急の事態に直面した場合の芸術家の活動を支える仕組みの整備が必要です。

加えて、継続的に芸術家の活動を支える社会保障制度の必要性を感じています。表現活動に身を置く多くの美術家、特に若い世代の美術家はそうですが、社会的な評価も所得も安定しているとはいえません。このコロナのような大きな災害にあっては、収入が減少し、表現活動だけではなく生活を困難にしていまいます。これらの作家の生活、表現活動を支え、ひいては日本の文化芸術を守るために、芸術家のためのセーフティーネットが必要と考えます。共済制度他、是非この点につき調査研究のうえ、導入に向けたご検討をお願いします。

また、社会保障という意味で、労災保険の特別加入の美術分野への適用についてご検討いただきたいと考えています。現代の美術家は、立体物の制作にあたっての転落や電動工具による事故等も多く、危険の多い環境で作業することもしばしばです。労災保険に加入できるならば、美術家が安心して制作や展示等の活動を実践し、万が一の事故の際にも自身の生活を支え、傷病から回復した後、美術活動を再開することができます。美術家を支え、日本の美術表現を発展させる基盤として大変重要なものと考えますので、労災保険の特別加入の対象に加えていただきたいと考えています。

④文化芸術団体への支援を

日本の全国各地には、アートセンターやアーティスト・イン・レジデンス等の芸術家の支援組織が存在します。また、各分野に大小の規模の違いはありますが、芸術家の職能団体が存在します。これら各種の芸術家の支援団体や職能団体は、限られた人員と財源の中、日々、芸術家とその制作活動をサポートしています。文化芸術振興のためには、芸術家への支援と共にこれらの芸術団体への支援も重要です。これらの団体に対して寄附税制の優遇等の活動支援をご検討いただくよう希望いたします。

⑤日本美術の海外展開に向けたサポートを

若手のギャラリー、作家から海外市場への展開を希望する声を聞きます。し

【機密性○（取扱制限）】

かし、経済的なリスク、相手国のギャラリーとの交渉や関税の問題等のため、二の足を踏むケースも多いようです。

未知の世界にチャレンジする者に情報を提供する等、海外との距離を縮め、舞台を用意するような支援が大切です。アートフェアへの参加や国際交流基金による展覧会開催、人物交流等の実施に併せて、個々のギャラリーや作家による意欲的な海外展開へのチャレンジ、また海外で生じる問題への対応に関わるサポートを希望します。作品輸送や広報、多言語化、関税対応等、また無断複製対策等、彼らの歩みを後押しする体制づくりが望まれます。

2 美術品の公共への集積のため、税制の改正を基本計画において検討すべきと考えます。

①作品寄贈の税制優遇措置をすすめること

欧米各国では、寄附税制を充実し、個人法人によるコレクションを美術館、博物館に寄贈し、公開することで一般市民が美術に親しみ、文化的な福利を享受することができます。これは長期的にみると美術品の流通を促進することにもつながります。そのような流れを日本においても可能とするため、美術館等の公共の展示施設への作品寄贈にあたって、譲渡所得の非課税措置に加え、更に下記の点に留意し、税額の控除を行っていただくことを要望いたします。

(1) 寄贈作品の取得価格ではなく、市場価格での控除を行うこと

(2) 前項の作品価格を、税額から控除すること（課税所得ではなく税額控除が望ましい）

(3) 控除の繰り延べを可能とすること

②相続に際しての美術品の取扱い

相続税の美術品による物納をより容易とする制度をご検討願います。また、相続の際の作品寄贈に際して、私立美術館等への寄贈についても、国や地方公共団体への寄贈に準じた形で、譲渡所得等の非課税の手続きを簡素化していただきたい。

作家が亡くなった場合、残された作品について相続税の負担への懸念から作品を廃棄する残念な例があります。評価の高い作家ほど、この懸念は強まります。相続税の作品による物納は、こういった懸念を抑え、作品の散逸や滅失を防いで、公共への作品等の移行につながります。また、作家死亡後10カ月の間に遺族は残された作品の処分を検討するのですが、この短期間に寄贈先を探すのは大きな困難がつきまといまいます。一つの美術館で作家全ての作品を引き受ける例はほとんどありません。作品リストから何点かずつ、複数の館で寄贈を受け入れるのが通例です。収蔵スペースの関係もあり、国公立だけでは十分な引

【機密性○（取扱制限）】

き受け能力はないと考えられます。現在の租税特別措置法 40 条では、公益財団法人等公益法人に対しての寄贈は、譲渡所得の非課税のために煩瑣な手続きを必要としております。今後、でてくる物故作家の作品を、国公立、私立を問わず公共施設に受け入れていくためには、私立美術館等についても寄贈をより負担なく受け入れることが大切と考えます。

以上

コロナ禍からの再生、文化芸術政策の大胆な転換と予算倍増により

文化芸術の波を人々に、社会に 文化芸術立国に向けて



1) 文化芸術の担い手の力が十分に発揮できるよう、 これまでにない思い切った政策を

人々はコロナ禍により交流と生活の潤いを失い、文化芸術の享受の機会減少に見舞われた。一方で、「心のよりどころ、無くてはならないもの」、「国や地域のイメージの形成、誇り、アイデンティティを醸成するもの」、「人と人をつなげ、コミュニティを活性化する力がある」、「次世代のために継承・継続すべきもの」として、人々は文化芸術の価値の認識を深め、高めている。

日本は今、少子化による人口減少、地域経済の停滞、国際社会の激動など大きな困難に直面している。今こそ、活力と創造力の源泉である文化芸術の力を発揮し、人々がさまざまな問題に対して想像し、乗り越え、未来の豊かな社会を創造する環境をつくる必要がある。

そのためには、全国各地、世界での出会いと交流を促進し、多様で多彩な文化芸術の創造、鑑賞、体験に参加する機会を創出するとともに、コロナ禍の経験を踏まえ、自然災害や経済危機などさまざまな困難からの回復力を備えた文化芸術の基盤づくりが不可欠である。

<文化芸術の担い手の活動継続の基盤づくりを>

2020年から続くコロナ禍により、公演・イベント等の自粛要請、度々の緊急事態宣言等の発出、これらに伴う行動制限は、多くの人々が集うなかで成立する実演芸術、映画、美術等の活動に深刻な停滞を招いた。この事態は幅広い芸術分野、多岐な業態に及ぶ民間の文化芸術団体・事業者の経営基盤の脆弱さ、その担い手である芸術家・スタッフ、指導者の社会的・経済的な地位の不安定さ、社会保障の不備を顕在化させた。この文化芸術の固有の構造を的確に捉え、計画的に支援策を再構築する必要がある。

① 文化芸術の振興に大きな役割を担う統括団体への支援の拡充を

文化芸術にはそれぞれ専門家、団体が集まり、専門領域の質の維持・向上、地位の確保、その分野の振興・発展を図る統括団体・職能団体（協会組織等）が形成されている。

このような統括団体の専門性と組織力を、我が国の文化芸術の発展に貢献出来るよう支援を拡充する必要がある。

② 文化芸術の創造、提供に係わる芸術団体・劇場等への支援拡充を

全国で文化芸術を創造し、人々に提供し、教育にも貢献している多様な芸術団体等が存在する。文化芸術の創造活動を活性化するため、組織の目的、規模、法人格、分野に応じた効果的な支援策を開発し、より多くの人々に芸術との出会いを創り出すことが必要である。

なお、芸術団体等の事業の発展・成長、危機対応能力を強化し、公益法人制度の利用促進を図るため、公益法人の収支相償など財務基準等の見直し、寄付の促進を図る仕組みなど環境整備が必要である。

③ 実演芸術、映画、美術などの個人事業者として活動する芸術家、実演家、スタッフ、指導者など専門人材の公的セーフティネットの構築を

多くの芸術家等は、コロナ禍で予定していた仕事と収入を突然失った。個人事業者である芸術家等は、パンデミック、自然災害、病気・怪我などに見舞われると収入が失われる不安定な活動環境にある。芸術の仕事に安心して取り組めるよう、契約関係の明確化などを促進するとともに、関係業界をあげて万が一に備えた公的なセーフティネットの構築を検討する必要がある。

2) 文化芸術が人々の生活、社会、国に果たす価値・役割を再認識し、

文化芸術の大きなうねりを全国に

政府は文化芸術の灯を守るためコロナ対策として大規模な施策、補正予算措置を行った。文化庁の「文化芸術活動の継続支援事業」「AFF 事業」「アートキャラバン事業」、経済産業省の「J-LODlive 事業」は、文化芸術の継続を後押しし、また課題を顕在化させ、文化芸術政策の新たな可能性の芽も生み出している。

とりわけアートキャラバン事業は、全国の人々に今までにない機会をつくり出し、地域内の交流と発見、そして全国とのネットワークを活性化してきた。

コロナ禍を乗り越え、文化芸術のうねりを起こし、創造、継承、発展の持続的な基盤を再構成する政策が 2023 年に求められている。

<アートキャラバン事業発展による全国的ネットワークで文化芸術の未来を>

この2年間、コロナ対策補正予算でさまざまな試みが行われた。アートキャラバン事業は文化芸術関係者に地域課題の再発見の機会をもたらし、立場を超えて連携し、厳しい環境のなか多くの人々に文化芸術の享受機会をつくり、新たな力を生み出し、

日本全国、各地の文化芸術の発展に有益な基盤をつくりつつある。

これまでの個々の団体、施設といった“点”だけではなく“面”での振興策、そして点と点、地域間と全国の交流・連携を育み、再生と新たな創造への力を生み出す、全国を視野に入れた政策が今求められている。

2023年、地域における、劇場、美術館等、学校、芸術家、文化芸術団体、民間事業者、統括団体、行政との連携、そして全国と地域の連携による、プラットフォームとネットワークを促進する新たな事業を創りあげることがを要望する。

<文化芸術の持続的な継承、創造、発展のサイクル確立を>

① 未来への継承・子どもたちの成長に文化芸術を

- 子どもたちが、学校生活において最低年1回以上、文化芸術を鑑賞・体験する機会をつくることを目標に掲げ、学校だけでなく劇場、文化施設などでの開催を含め、地域の人々とともに支える仕組みを
- 地域における児童、青少年の豊かな成長のため、学校の文化部活動の地域移行への対応を踏まえ、文化庁「伝統文化親子教室事業」を含めた伝統文化や芸術の教育と体験機会の場として、全国的な「文化芸術クラブ（仮称）」づくりの促進を

これらの事業推進には、子どもたちの育成の観点から、地方公共団体と芸術団体との連携を図り、効果的に進めることが重要である。

② 文化芸術の継承のため、専門家育成のために多様な仕組みを

現在の学校教育において芸術教育は音楽と美術だけである。日本には歴史的に多様な文化芸術が存在している。その専門人材の育成は学校教育だけでは不十分であり、文化行政として取り組まなければ、日本固有の芸術の継承は困難である。

- 実演家、制作・技術スタッフをめざす若手人材の発掘、技芸や職能向上のためにキャリアに応じた継続的な養成・研修機会、多様な分野の専門的な芸術関係人材の育成・交流事業の推進を
- 近現代美術の保存・修復に関する専門人材の育成を

③ 「1%フォー・アーツ」制度により全国の地域に創作と享受の場を

街の景観、美観とその記憶は人々の生活にとって大きな価値を創り出す。街を総合的にデザインし、芸術作品にも触れられる。人々がまちづくりと芸術振興に参加し、芸術作品を継続的に創造し、地域の魅力の向上を進める予算の「1%フォー・アーツ」制度の導入を研究し、実行する必要がある。

④ 著作権・著作隣接権の拡充により、文化芸術の創造・発展・継承のサイクル確立を

● デジタル時代、YouTube などの投稿型配信サービス事業者から、著作者、実演家等へ適切かつ衡平な利益配分を実現する制度の検討を

インターネット・デジタル技術の発展により、コンテンツを楽しむ手段が多様化し、インターネット配信が急拡大している。とりわけ YouTube に代表される投稿型配信サービスは大きく伸長しているが、プロバイダ責任制限法など、インターネットの成長を図るための法律により保護され、著作者等へ適切かつ衡平な使用料が支払われることなくサービスが展開され、いわゆる「バリューギャップ」が問題となっている。この状況は世界的に大問題となっており、EUではこれに対応した著作権指令が2019年に成立し、欧州各国では国内法化が進められている。我が国でも適切な制度設計に向けて、早急に検討を開始する必要がある。

● デジタル時代、映像・映画など多様な利用に対する映画監督や実演家などクリエイターへの公正な制度の確立を

映画は、劇場での上映からパッケージ化、さらに放送やインターネット配信など利用形態の拡大と変化を続けている。しかしながら、映画の創作の中心に関わる映画監督や実演家などには、利用に対して著作権法上の経済的権利が与えられておらず、クリエイターの意欲や生活の基盤を支えるシステムがない。1970年の現行著作権法制定当時から映画製作、上映、流通、享受環境は急速に変化するとともに、視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると「視聴覚的実演に関する北京条約」が成立し、発効している。創作に携わる者がその力をさらに発揮し、製作と創作にかかわる者がともに日本の映画、映像を世界に発信する取組を進め、その成果を共有するために、今の時代に相応しい映画監督や実演家の権利を含めた著作権法の見直しが必要である。また、実演家の肖像パブリシティ権の確立も必要である。

● 実演家やレコード製作者に係る「レコード演奏・伝達権（仮称）」の創設を

クラブ、レストラン、店舗等における音楽CD等の再生や、ラジオ放送やウェブキャスト配信を受信するなどして来店者に音楽を聞かせる行為について、実演家やレコード製作者の権利として「レコード演奏・伝達権（仮称）」を創設すべきである。

● 私的録音録画補償金制度について、実態に応じた対象機器の特定を継続的に行い、必要な措置を講ずること

⑤ 文化芸術の継承と持続的な発展のため、税制などの基盤整備を

- 芸術の継承のために、衣裳、道具、舞台等に係る相続税の軽減、能楽堂の固定資産税等の減免措置の恒常化、さらに民間劇場等への固定資産税等の軽減を
- 戦後近代美術を正当に評価し、特定美術品の範囲拡充など寄付制度の充実を
- 伝統音楽の継承の危機となる楽器素材の確保と新素材の開発を

3) 我が国の多様、多彩な文化芸術の価値を、

まちづくり、観光、国際交流に生かす政策の新たな展開を

我が国は、古よりアジア、世界との交流を通し、固有の文化芸術を創造、継承してきた。そして今日、世界に誇れる伝統から現代まで多彩、多様な文化芸術が存在している。

世界に開かれた環境を回復し、文化芸術を、世界の人々に紹介し、交流し、世界から人々を迎え入れ、文化芸術の価値を確かなものとして高めていくことの意義は変わることなく存在している。文化芸術による「まちづくり」、「観光」、「国際交流」を新たな段階に進める政策が必要である。

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機に開始された「日本博」を、伝統文化に偏ることなく、より豊かで多様な内容に進化させ、我が国の文化芸術資源をさらに活性化、牽引する新たな事業として展開を
- 全国の博物館、美術館、劇場等の機能を拡充し、文化芸術資源を人々の知性・生活の力とし、地域づくり、観光に活用する事業の強力な推進を
- 実演芸術、メディア芸術、美術、伝統芸能から現代芸術まで、ライブ及びコンテンツの総合的な海外発信、芸術家等や芸術団体の国際交流政策の再構築と予算の増額を
- 国際的な文化交流基盤の強化のために在外公館の文化発信・交流機能の強化を

4) 国の文化芸術振興機関の機能充実により文化芸術振興の基盤形成を

- ① 日本芸術文化振興会の芸術団体等及び文化芸術活動への助成機能と予算の飛躍的な充実、調査研究機能の強化により、民間の文化芸術活動の振興を
- ② 国立劇場本館の再整備を実現し、6つの国立劇場群の公演活動、人材育成、調査機能などを総合的に把握するナショナルセンターとして機能の充実を
- ③ 国立美術館の情報収集・発信機能の抜本的強化や、地方美術館支援、人材育成機能などを総合的に把握するナショナルセンターとして機能の充実を
- ④ 国立映画アーカイブへの確実な予算措置を

5) 文化芸術の再生と文化芸術立国のため、今こそ「文化芸術省」創設を

これまで文化芸術振興議員連盟は「五輪の年には文化省」との目標を掲げ、2013年より計3回のシンポジウムを開催するなど議論を重ねるとともに、更なる文化芸術行政の拡充のため、「文化芸術基本法」制定(2017年)、「国会芸術祭」の開催(2019年)、衆参両院委員会での「文化芸術省の創設」を促す附帯決議(2019年)が成された。また2018年12月には、「これからの日本に求められる文化を所掌する『文化芸術省』創設の提言」をまとめ政府に要望している。

しかし、コロナ危機は我が国の文化芸術行政体制の脆弱さを露呈させた。

文化芸術を守り、芸術家・スタッフ等および芸術団体・劇場、博物館、美術館等の持続的な継承・創造・発展、国民の文化芸術の享受機会を保証し、生活の潤いと心を育み、人々の交流を促進し、我が国の豊かで多様な文化芸術を世界に発信し、創造を活性化させることの必要性は、今、ますます高まっている。

政府・内閣は、文化芸術団体、芸術家とのネットワークを形成し、全国的な視野でより効果的な政策立案のための省庁間連携、国会連携を強化し、文化芸術立国を実現するため、東京に文化芸術行政を力強く牽引する文化大臣、文化芸術省を速やかに創設することを求める。

以上